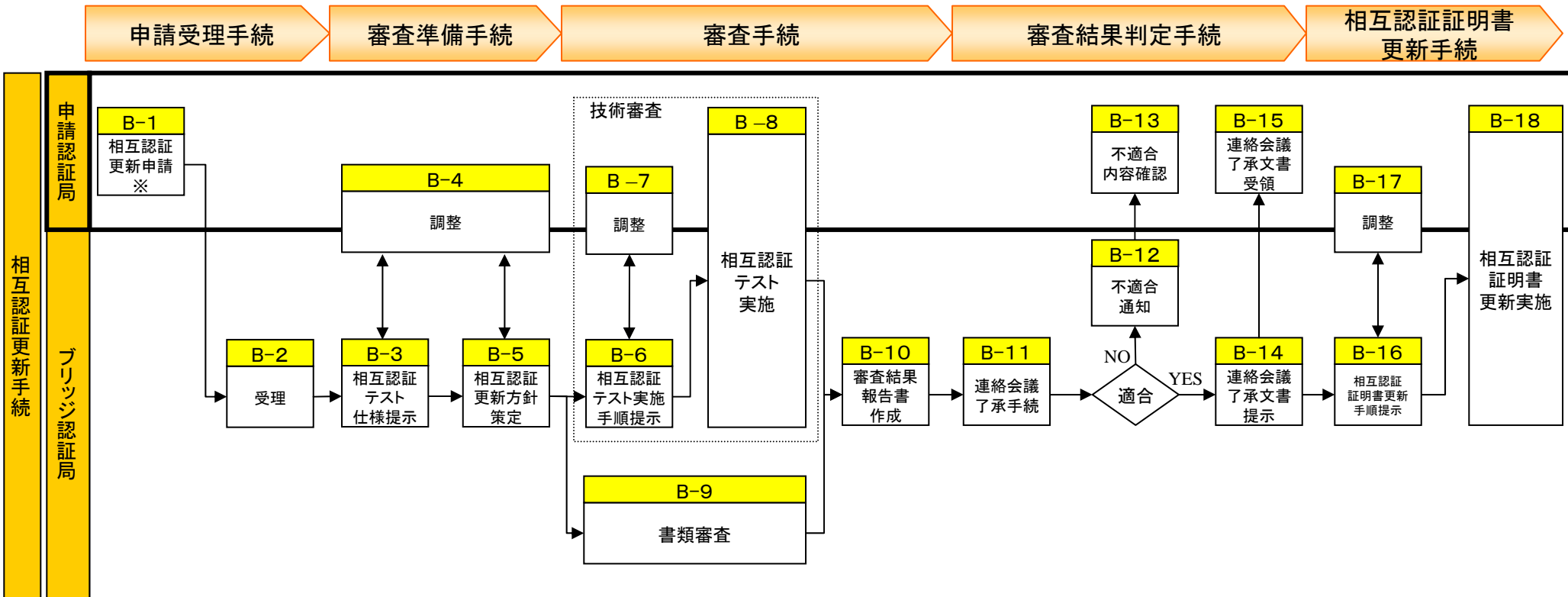


# 相互認証更新手続<民間認証局>

## 1. フロー



※申請は、相互認証証明書の取り交わし予定日の120日前までに行うこと。

# 相互認証更新手続〈民間認証局〉

## 2. 手順(1/3)

分類	番号	手順	実施者	手順内容	備考
申請受理手続	B-1	相互認証更新申請	申請認証局	<p>相互認証証明書の取り交わし予定日の120日前までに相互認証更新申請書を添付書類とともに、提出窓口へ提出する。</p> <p>■ 提出書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>相互認証更新申請書</li> <li>代表者の印鑑証明書(原本1通)</li> <li>電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)に基づく特定認証業務の認定を証する書類(写し)</li> <li>CP/CPS</li> <li>事務取扱要領等(※1)</li> <li>審査基準に対する書類対応表 全て紙媒体を1部提出すること。 なお、4~6については電子媒体も1部提出すること。</li> </ol> <p>□ 提出窓口 総務省行政管理局行政情報システム企画課情報システム管理室</p> <p>□ 提出方法 手交又は郵送による。 →手交の場合:申請書に記載する担当者が、上記提出窓口へ直接提出するものとする。なお、本人確認のため、提出時には本人であることを証明する公的な証明書等(※2)の提示を求める。 →郵送の場合:書留郵便に限る。</p>	<p>※1 文書内で他の文書を参照している場合は、参照先文書も提出すること。</p> <p>※2 以下に示すものとする。 ア 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券、官公庁が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等、外国人登録法第五条に規定する外国人登録証明書又は住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード(住民基本台帳法施行規則(平成十一年自治省令第三十五号)別記様式第二の様式によるものに限る。)</p> <p>イ 健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書又は共済年金、恩給等の証書のいずれか二以上</p> <p>ウ イに掲げる書類のいずれか一と会社の身分証明書又は公の機関が発行した資格証明書(第一号に掲げるものを除く。)であって写真をはり付けたもののいずれか一以上</p>
	B-2	受理	ブリッジ認証局	申請認証局より提出される相互認証更新申請に係る提出書類を受理する。	受理した書類は返却しない。

## 相互認証更新手続<民間認証局>

### 2. 手順(2/3)

分類	番号	手順	実施者	手順内容	備考
審査準備手続	B-3	相互認証テスト仕様提示	ブリッジ認証局	相互認証更新申請受理後、申請認証局に対し、相互認証テスト仕様を提示する。  ■ブリッジ認証局からの提示書類 ・相互認証テスト仕様書	
	B-4	調整	申請認証局・ブリッジ認証局	相互認証証明書更新までの全体スケジュール、実施体制、連絡窓口、相互認証テスト実施範囲等について、ブリッジ認証局との間で調整を行う。	必要に応じ、打ち合わせ等を行う。
	B-5	相互認証更新方針策定	ブリッジ認証局	申請認証局との調整結果(相互認証証明書更新までの全体スケジュール、実施体制、連絡窓口、相互認証テスト実施範囲等)を、相互認証更新実施方針としてまとめる。  ■ブリッジ認証局からの提示書類 ・相互認証実施方針書	
審査手続	B-6	相互認証テスト実施手順提示	ブリッジ認証局	申請認証局に対し、相互認証テスト実施手順を提示する。  ■ブリッジ認証局からの提示書類 ・相互認証テスト実施手順書	
	B-7	調整	申請認証局・ブリッジ認証局	相互認証テスト実施日時詳細、実施手順についてブリッジ認証局との間で調整を行う。  ■ブリッジ認証局からの提示書類 ・相互認証テスト実施事前確認書	必要に応じ、打ち合わせ等を行う。
	B-8	相互認証テスト実施	申請認証局・ブリッジ認証局	相互認証テスト実施手順書及び相互認証テスト実施事前確認書に基づき、相互認証テストを実施する。相互認証基準に対する技術面での適合性を確認する。	
	B-9	書類審査	ブリッジ認証局	申請時提出書類を審査し、相互認証基準に対する運用面での適合性を審査基準に基づき確認する。	必要に応じ、書類の追加提出、説明等を求める。
	B-10	審査結果報告書作成	ブリッジ認証局	相互認証更新審査結果報告書(ブリッジ認証局における審査結果判定手続用)を作成する。	

## 相互認証更新手続<民間認証局>

### 2. 手順(3/3)

分類	番号	手順	実施者	手順内容	備考
審査結果判定手続	B-11	連絡会議了承手続	ブリッジ認証局	ブリッジ認証局における意思決定組織である行政情報システム関係課長連絡会議において、相互認証更新審査結果を判定する。	
	B-12	不適合通知	ブリッジ認証局	相互認証更新審査結果を「不適合」と判定した場合、申請認証局に対し不適合の内容を通知する。  ■ブリッジ認証局からの提示書類 ・不適合通知書	
	B-13	不適合内容確認	申請認証局	不適合の内容を確認する。	
	B-14	連絡会議了承文書提示	ブリッジ認証局	相互認証更新審査結果を「適合」と判定した場合、申請認証局に対し「連絡会議了承文書」を送付する。  ■ブリッジ認証局からの提示書類 ・連絡会議了承文書	
	B-15	連絡会議了承文書受領	申請認証局	「連絡会議了承文書」を受領する。	
相互認証証明書更新手続	B-16	相互認証証明書更新手順提示	ブリッジ認証局	ブリッジ認証局より申請認証局に対し、相互認証証明書更新手順を提示する。  ■ブリッジ認証局からの提示書類 ・相互認証証明書更新手順書	
	B-17	調整	申請認証局・ブリッジ認証局	相互認証証明書更新における更新日時詳細、更新手順等についてブリッジ認証局との間で調整を行う。  ■ブリッジ認証局からの提示書類 ・相互認証証明書取り交し事前確認書	必要に応じ、打ち合わせ等を行う。
	B-18	相互認証証明書更新実施	申請認証局・ブリッジ認証局	相互認証証明書更新手順書及び相互認証証明書取り交し事前確認書に基づき、相互認証証明書を更新する。  ■ブリッジ認証局からの提示書類 ・相互認証証明書発行依頼書兼報告書(ブリッジ認証局) ・相互認証証明書受領書(ブリッジ認証局)  ■提出書類 ・相互認証証明書発行依頼書兼報告書(申請認証局) ・相互認証証明書受領書(申請認証局)	